

市民と歩む議員の会

議会報告 いけぶち佐知子



発行：「市民と歩む議員の会」 〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 (吹田市役所内) TEL：06-6384-1231(代表) 2019.01 No.56 【通巻119】

■ 条例案の修正動議を提出

2018年11月定例会の最終日12月25日、市民と歩む議員の会の4人と吹田新選会の2人の6人で、市長が提出した「議案第129号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」に対する修正動議を提出しました。

原案(議案第129号)は、国の人事院勧告に基づいて、一般職の職員の給与と勤勉手当・期末手当を増額することと、市長以下常勤の特別職の期末手当の率を増やすことと、議員の期末手当の率増やすことの3つの条例を一括で提案するものです。

私たちは常勤の特別職と議員について、特別職報酬等審議会に諮問していないこと、などの理由により、一般職の職員以外の期末手当の率の改定を削除した条例案提案しましたが、賛成少数で修正案否決、原案可決となりました。(P4をご参照ください)



facebook



■ いけぶち佐知子 質問項目(個人質問)

- 千里山地区等における公共交通の導入に関する調査を経て、実施へ
- 公園とみどりに関するアンケート調査結果の分析とみどり政策への活かし方
- 吹田市備蓄計画策定後、地区備蓄倉庫及び吹田市南部輸送拠点の設置検討
- 災害発生時、復旧・復興時の情報、広報
- 防犯カメラ設置に関する条例の策定
- エコスクールや公共施設の環境配慮(木材利用も含む)の状況と今後の予定
- 「学校保健安全法」第5条に基づく学校環境衛生検査、第26条～29条の遵守
- 公共施設最適化、立地適性化計画、都市計画マスタープラン、などなどを踏まえ、公有財産である土地、建物の全体適性配置をみているのはだれか(どこか)
- 「市民との協働」「市政への市民参加・参画」について市長の見解、認識を問う

中面に主な質問内容を掲載しています。

詳細な内容は、吹田市議会の会議録をご覧ください。会議録は、市役所の市民総務室(情報公開)、図書館等に備えています。また、市議会のホームページでは、会議録の検索・閲覧、本会議の録画放映の視聴ができます。(2018年9月定例会からはスマートフォンでも視聴できるようになりました。)

■ 健都ルールサイド公園・健都ライブラリー指定管理

健都ルールサイド公園と健都ライブラリーを指定管理者に管理運営をゆだねるための議案第106号と108号が提案されました。

以下、**賛成の立場で意見**を述べました。

- ・ 議案第106号は健都ルールサイド公園の条例を定めるにあたって、指定管理できるとするものである。
 - ・ 議案第108号は健都ライブラリーのレファレンスなどの一部機能を除き、指定管理できるという内容にするために吹田市図書館条例を一部改正しようとするものである。
- 1) 種類の違う施設を一括して一つの事業者に管理運営を委ねることは、吹田市として初めてのことで、どんな指定管理者を選定することが必要か、また指定管理者を評価するにはどのような視点が必要か、という**ノウハウ**が吹田市にあるのか、不安がある。
 - 2) 図書館の業務、ライブラリーという建物の管理、公園というフィールドの管理、そして事業運営と、複数の業務をこなせる事業者、事業者があるのかということもある。
 - 3) 今回の提案では、指定管理者の選定委員会が指定管理期間中の評価もすることになり、**選定委員の選定**そのものがとても重要になる。
 - 4) 選定委員の選定や指定管理者募集要項の決定について先進事例等を参考に十分議論し決めること、指定管理期間中の**モニタリング**をしっかりと行うこと、**第三者評価制度**の導入も検討することを求める。

地区備蓄倉庫 分散備蓄と配送ルートを考えて

災害用物資の備蓄拠点(倉庫)は、拠点となる大規模なもの、出先となる小規模のものを計画的に設置、運用すべきと提案してきました。2017年10月の吹田市備蓄計画の策定を受け、今後の見通しについて質問しました。

<吹田市備蓄計画から抜粋>

- 1) 各避難所に分散備蓄
- 2) 防災用備蓄倉庫を市内6地域に各1カ所整備
未整備地区は、豊津・江坂・南吹田／片山・岸部／千里山・佐井寺の3地区
- 3) 輸送拠点を市内南北に1カ所整備

いけぶち質問

備蓄計画では、市立吹田サッカースタジアムに加え、2カ所(西山田・吹田東)で地区備蓄倉庫の整備中であり、既存施設の活用を基本とするとのこと。市内配置バランス、配送あるいは受け入れルート、周辺地域の居住人口、など、様々な要素を考慮して決めなければならないと思いますが、残りの3カ所はどこに整備しますか。

危機管理監

予想される被害や避難所へのアクセス等の諸条件について十分考慮した上で、引き続き協議をし、整った地域から随時整備していきたい。

いけぶち質問

北部輸送拠点は、市立吹田サッカースタジアムとのことですが、南部は決まっていますか。また、医療施設が集中している健都には、医療に必要な物資は備蓄されるのでしょうか。

危機管理監

南部輸送拠点は今年1月に応援協定を締結したアスクルバリューセンター関西の一部を提供していただく。

医療審議監

(独法)吹田市民病院では、入院患者が必要とする約1週間分の医療品等を保管し、国立循環器病研究センターでは、医薬品を入院患者用として常時一定数を、については3日間を確保する予定と聞いている。



ローリングストック法のすすめ(内閣府防災情報ページから)

「ローリングストック法は日常的に非常食を食べて、食べたらいきなりという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。この方法なら普段から食べているものが災害時の食卓に並び、安心して食事を採ることができる。」

医薬品、医療品も同じ考え方ができます。(いけぶち)

必要な時、必要な人に確実な情報提供を

2014年、総務省調査によると、東日本災害時の行政による災害情報提供が不十分だと思っている住民は54%もいました。

いけぶち質問

災害発生時の広報手段として、今回、ツイッターなどSNS(ソーシャルネットワークシステム)を活用しましたが、高齢者等、情報格差のため情報を入手できない方も多くおられます。

現在、市役所本庁舎で使っているデジタルサイネージ(電子看板)をクラウド型にし、各公共施設に設置することで、日常も非常時も最新かつ適切な情報を瞬時に配信できるのではないのでしょうか。

総務部長

災害時の支援情報について、現在、各公共施設に張り紙を掲示しているが、デジタルサイネージは、平時においてもより効果的な情報発信が可能であり、最新情報をより速く、的確に提供できるものであると認識している。施設のICT(情報通信技術)環境の充実について、関係所管と協議を行っていく。

いけぶちコメント

地震、台風後のブルーシートの無料配布の情報が、必要とする市民の皆さんに、広く、確実に伝わったのか疑問がありました。災害時の情報提供はもちろんのこと、災害発生後の情報提供は、できるだけ公平に、過不足なくされるべきと思っています。

いけぶち質問

配慮が必要な方への情報提供や状況に応じた情報提供については、「吹田市地域防災計画」や2013年8月に発表された「避難所における良好な生活環境の確保にむけた取り組み指針」(内閣府)に基づいて行っていたきたいが、いかがか。

総務部長

配慮が必要な方に対しては、視覚障がい者には音声や点字、聴覚障がい者には文字や手話、それぞれ特性に応じた情報発信を行う。また、避難所にはラジオ、テレビ、ファックスなどの通信手段を確保し、被災者や災害発生時、復旧・復興時に応じた、効果的な情報発信に努める。

状況に応じた情報提供については、市のHP(ホームページ)での情報発信をメインにして、災害発生時には即時性・拡散性のあるSNSを用いて被害状況や注意喚起を促す情報を、応急時・避難時にはSNSに加えて、張り紙、広報車により物資供給などの支援情報を、復旧・復興時には市報などにより公共施設の再開見込みなどを、それぞれの時期に合わせて、必要とされる情報を発信していきたい。



市議会HP

市内に600台を超える防犯カメラを設置

犯罪発生を抑止力になり、市民の安心安全につながるという防犯カメラを設置するメリットはあるけれど、個人の行動が録画されるというデメリットもあり、市民の権利にかかわるので、事務手続きを定めた運用要領だけではなく、防犯カメラに関する条例が必要であると提案してきました。市内に見守りカメラ1000台を設置している伊丹市では、条例、施行規則、ガイドラインを定め、HPで公開しています。

いけぶち質問

防犯カメラ設置部署ごとに別々の運営要領を定めており、市民から見えません。設置者である市が順守すべき義務等を定めた条例を策定し、議決を経るという手続きが必要と考えますが、いかがですか。

危機管理監

各部が個人情報保護条例に沿って作られた「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に基づき、適正に管理・運用しているが、市民から見える形にはなっていない。市民に見える、わかりやすい形で公表していきたい。

いけぶちコメント

複数の部が防犯カメラを設置していますので、市全体を統括する市長にも質問しました。市長の答弁は、「条例を定める立法事実を認めていない」

「設置場所等が明らかになることは防犯上、果していいのか」でした。市民の権利に関係するものは条例として定めることや、防犯カメラは隠し撮りするカメラではなく、設置場所を明らかにしなければならないことをご存知なのだろうかと思いました。



エコスクール・公共施設への環境配慮

文部科学省は、「環境問題は世界共通の緊急かつ重要な課題である」として、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校、エコスクールを進めることを求めています。

学校施設のハード面の環境配慮に加え、環境教育の面からも質問しました。

いけぶち質問

学校・園の施設について、また幼稚園・こども園、小・中学校におけるエコスクールの取り組みの状況についてお答えください。

資産経営担当理事

現在、太陽光発電設備を小学校3校、中学校2校、合計5校に設置している。スペースや積載荷重などの検討項目がいろいろあり、財源確保など課題もあるが、2016年度から毎年2校への設置を目標とし取り組んでいる。

児童部長

公立幼稚園・認定こども園では、毎年エコスクール活動年間計画を作成し、節水・節電・ごみの分別・リサイクルなどの取り組みを進めている。園児へは、雨水タンクの水での水やり、裏紙の使用、残さず食べるなど「もったいない」の気持ちを育てる環境教育をしている。

教育監

小・中学校では、学校ビオトープや緑のカーテンづくり、農業体験学習、環境学習発表会、出前講座、社会見学等、取り組みを活用し、環境教育の充実に努めている。

教職員及び児童・生徒によるエコスクール活動の推進状況を各学校単位で評価し、環境負荷減量に対する取り組みの意識を育てている。



いけぶち質問

環境政策に力を入れている市長は、公共施設建設に係る環境配慮指針、建設指針をもって、率先実行することは重要であり、今後の検討課題とすると2015年7月議会で答弁されているが、その後どのように率先実行してきましたか。

環境部長

公共施設に特化した環境配慮指針はないが、民間事業者に適用している同指針「環境まちづくりガイドライン」の運用を行い、率先実行するよう求めている。

市長

環境まちづくりガイドラインの対象を公共建築物にもしているのは全国にない事例である公共建築物の建設において、同ガイドラインに対応し、民間事業者をリードするような肝要配慮を行ってきた。今後もこのことを担保するため、「好いた すまいる条例」についても公共建築物を対象にしようと考えている。

いけぶちコメント

環境配慮のまちづくりについては、収益を上げなければならない民間事業者に求めるより前に、公共の福祉の向上を追求する自治体自らが、率先実行しなければならないと考えています。よりよいまちづくりを求めていくことで、技術革新も進んでいくのではないかと思います。

今後も、環境だけに限らず、さまざまな市民生活に関係する分野で、行政の率先実行、先駆的な取り組みを進めていただきたいと思います。

★2月定例会日程(案)★

- 2月22日(金) 本会議(提案説明)
- 3月1日(金)～6日(水) 本会議(質問)
- 7日(木)～12日(火) 常任委員会、分科会
- 19日(火) 予算常任委員会(総括質疑、討論・採決)
- 25日(月) 本会議(討論・採決)



条例修正案を提案(動議)

市民と歩む議員の会と吹田新選会で、一般職を除く特別職及び議員の給与等の改定を見送る条例修正案を提案しましたが、**賛成少数(35人中7人)**のため、修正案は否決となりました。

【修正案提案理由】

- 1) 一般職の職員の給与等は人事院勧告に従うことは妥当である
- 2) 市長等特別職の給与等は報酬等審議会の審査を経るべきである
- 3) 議員報酬、費用弁償及び期末手当については、報酬等審議会に諮るとともに、議会内での協議も行うべきである

【修正案に対する質疑と答弁(抜粋)】

問) 修正案による市財政への効果額はいくらか
 答) 特別職の合計額**201万1千円が減額**となる。

原案可決の場合の補正予算額(単位：千円)

	特別職	一般職
一般会計	469	89,973
特別会計	—	3,210
水道事業会計	129	10,108
下水道事業会計	—	6,038
市議会議員	1,413	—
合計	2,011	109,329

問) 報酬審の答申を尊重するか
 答) 地方自治の実情や自治体議員の活動について精通された方が委員に加わり、公平に議論していただけることを前提として、答申を尊重したい。
 問) 今回初めて修正案を提案したのはなぜか
 答) これまでも、一般職、特別職、議員の改定が一つの議案として提案されてきており、一部だけ反対することができないため全部を反対する議員もいれば、一般職給与の占める割合が多いため賛成していた議員もいた。

しかし、同じ考えでありながら賛否が分かれることは、市民に分かりにくいこと、また、反対であれば**代替案を提案**しよう、ということになり、賛成のみの内容に修正し提案した。

＜参考＞原案の提案内容

市長から、以下の3つの条例の改正を一つの議案として提案してきました。(以下、主な改正点)

- 1) 一般職の職員の給与に関する条例の改正
 - a. 給料月額を改定
 - b. 6月と12月の期末手当の支給割合を、それぞれ1.3カ月の同率にする
 - c. 勤勉手当の支給割合を0.5カ月分アップ
 現行 6月期 0.9カ月 12月期 0.9カ月
 改正案 0.925カ月 0.925カ月
- 2) 特別職の職員の給与に関する条例の改正
- 3) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正
 - 2) 3)とともに、期末手当の支給割合を0.05カ月分アップし、6月期と12月期を同率にする
 現行 6月期 2.1カ月 12月期 2.25カ月
 改正案 2.2カ月 2.2カ月

原案は賛成多数(35人中24人)で可決しました。

中核市移行についての住民投票実施に関する請願

市民団体から市議会に対して、中核市移行について市民意見を確認するため、「吹田市自治基本条例」第21条第1項に基づき市長に住民投票条例を定め住民投票を実施することを求める請願が提出されました。

私たち市民と歩む議員の会は、全員紹介議員となり、他の会派の議員にも賛同していただけるよう働きかけました。

財政総務委員会に付託されましたので、同委員会でも質疑しました。

本会議最終日には討論があり、吹田新選会が反対討論、私たちの会派は賛成討論しました。共産党会派と私たちの会派だけが賛成であり、**賛成少数(35人中11人)**で不採択となりました。

アカンもんはアカン!をモットーに、吹田市の行財政をきっちりチェック、しっかり提案していきます。応援よろしくお願ひします。



■ いけぶち佐知子のプロフィール

子育て、環境、福祉、まちづくりの市民活動にかかわる「女性を議会に！無党派・市民派ネットワーク」運営スタッフ
 百条委員会委員(2012～2013年度)
 吹田市監査委員(2013年度)

1957年/和歌山県生まれ
 1979年/大阪大学薬学部卒業し、薬剤師免許取得
 1999年/市民のための政治を求め立候補し、初当選
 2015年～吹田市議会議員(5期目)
 2016年/吹田女性議員の会提案により、議会傍聴時の保育を実現
 2017年/議会広報委員として『市議会NAVI』を作成

